

セ 交通死亡事故多発期における緊急交通死亡事故防止対策の実施

県内において10日間に6件以上の交通死亡事故が発生した場合等に、「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民に交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、交通死亡事故の抑止を図る。

ソ 報道機関等に対し、交通安全関係資料を積極的に提供するとともに、迅速な連携による関係機関・団体等との情報の共有化を図り、交通安全に関するタイムリーな広報・普及啓発活動を展開する。

タ 県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に関する意識の啓発等が図られるよう、インターネット等を通じて様々な事故データ、事故多発地点等に関する情報提供に努める。

チ 被害者対策の充実

交通事故による重度後遺障害者の救済対策を充実するため、また、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進するため、被害者等が事故相談を受けられる機会の充実、被害者等への事故概要・捜査経過等の情報提供、被害者連絡制度の充実、行政処分に関する情報の適切な提供等被害者対策の充実を図る。

### 3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
<b>1 実施計画の方針及び重点</b> (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 (2) チャレンジ123事業の推進 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 (4) NPO等関係団体との協働の推進	
<b>2 実施計画の内容</b> (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 県交通対策推進協議会に対して助成し、活動を推進するとともに構成団体の自主的活動を促進する。 (2) チャレンジ123事業の推進 事業の趣旨内容について、関係機関・団体と連携を図り県民に周知する。 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 通学路の交通安全対策、全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全（適正）利用の推進等、喫緊の課題に対して効果的な事業推進が図れるよう、情報の共有化に努める。 (4) 県交通対策推進協議会の構成団体の他、NPO等、各種団体との協働について検討する。	

### 4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
<b>1 実施計画の方針及び重点</b> 市町村の交通安全計画・実施計画の作成に協力するとともに、各種交通安全運動の年間を通じた基本的な事項を定める「交通安全基本要綱」を共有し、効果的な運動の展開を図る。 併せて、各種交通安全運動における街頭キャンペーンの実施状況や資料等を、県HP等を通じて、適宜、広く情報提供を行う。 各種交通安全運動の期間中に、市町村で実施される街頭キャンペーン等についても、計画等を取りまとめ、連携した取組みを検討するほか、広報・啓発を推進する。 また、市町村担当課長会議の開催等により、県事業の説明・情報交換等を行い、一層効果的な事業の実施に努める。	
<b>2 実施計画の内容</b> (1) 交通安全対策基本法に定められた長期計画・年間計画を市町村が策定するにあたり、県と市町村間相互の連絡調整を図る。 (2) 年間を通じ市町村で計画される各種交通安全運動に関し、県の実施要領をはじめとした情報の提供や市町村の実施計画・報告の取りまとめを行う。 (3) 交通安全に関する県の施策の説明を行うとともに、情報交換を行い、交通安全対策の効果的な実施を図るため、市町村担当課長会議を開催する。	

### 第3 安全運転の確保

#### 1 運転者教育等の充実

実施機関	県公安委員会（警察本部運転免許課）
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 初心運転者教育の充実</p> <p>(2) 運転者に対する再教育の充実強化</p> <p>(3) 高齢運転者対策の充実</p> <p>(4) 危険運転者の迅速、的確な排除</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 初心運転者教育の充実</p> <p>ア 指定自動車教習所等における教習の充実 初心運転者教育の中核である指定自動車教習所等の教習指導員に対する指導教養及び科学的検査機器の導入並びに適正な業務を指導監督するなど教育水準の向上を図る。</p> <p>イ 初心運転者講習の充実強化 交通違反や交通事故を反復継続する初心運転者に対し、早めに再教育を行い再発防止を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する再教育の充実強化</p> <p>ア 取消処分者講習及び停止処分者講習の強化 運転シミュレーター及び動体視力検査器等の科学的検査機器の活用と実車指導により講習を強化する。 また、飲酒に起因する取消処分者については、ワークブック（日記）等を活用して、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導を行う。</p> <p>イ 違反者講習の実施 違反や事故を繰り返す運転を改善するために適切な指導を行い、命の尊さや人の痛みが分かる豊かな心を醸成させるとともに、運転者としての資質向上を図るような活動を伴う講習体制を充実させる等、軽微違反や事故を繰り返す者への効果的な再教育を図る。</p> <p>ウ 更新時講習の充実 講師の研修、視聴覚教材の改善整備及び配布資料の充実を図るとともに、更新者区分に応じた講習の分離化を進めて講習効果を高める。特に交通事故事例を引用した講習、高齢運転者に対する録画装置を使用した実車指導に基づく個別指導を行う。</p> <p>エ 二輪運転者教育の推進 若者の二輪車事故が多いことから、二輪車安全運転推進委員会が主催する「自動二輪安全講習会」及び「高校生二輪車安全運転講習会」の継続実施を支援する。</p> <p>(3) 高齢運転者対策の充実</p> <p>高齢者講習については、認知機能検査等の実施状況等を踏まえ、より効果的な講習内容の検討を行い、円滑な運営に努めるとともに、認知機能検査の結果に基づくきめ細かな教育を推進する。 また、運転免許証更新時の認知機能検査及び特定の違反後の臨時認知機能検査結果、記憶力、判断力が低くなっていると認められる場合には、臨時適性検査等を確実に実施するとともに、交通事故捜査、運転適性相談等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を実施し、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消等の行政処分を確実にを行う。</p> <p>(4) 運転適性相談の促進</p> <p>地方公共団体等の高齢者を支援する部署に対し、安全な運転に支障がある高齢者を認知した際に、家族などに運転適性相談を勧めてもらう活動を要請するなど運転適性相談の促進を図る。</p>	

(5) 危険運転者の迅速、的確な排除

悪質・危険な運転者等に対する迅速、厳正な行政処分の執行を推進し、道路交通の場からの早期排除に努める。特に暴走族に対しては、共同危険行為等禁止違反に係る処分、あるいは危険性帯有処分の積極的活用を図るほか、重大違反唆し又は道路外致死傷をした者等に対する処分基準を適用して早期排除を推進する。

実施機関	甲府保護観察所
<p><b>○ 交通事故者に対する保護観察の充実</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>交通事故者に対する保護観察の実施に当たっては、交通学習を通して、交通法規を遵守する姿勢を身に付けさせるとともに、安全運転に関する知識等を付与し、良好な運転態度の定着を図るよう指導していく。また、再犯防止に重点を置いた処遇に努める。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 一般交通保護観察については、担当保護司を指名して処遇を行う。「交通学習手帳」を使用した交通学習を中心とし、生活指導等も行うほか、各種専門的処遇プログラム（飲酒運転防止プログラム、しょく罪指導プログラム等）を、個々の問題に応じて適宜実施することで処遇の充実を図る。</p> <p>(2) 交通短期保護観察については、保護司を指名せずに保護観察官による集団処遇を中心に行う。交通安全に関する実践的な専門的知識を学ぶ講義の場を設け、運転態度検査等を実施し個々の問題点を明らかにすることで、違反を犯した対象者が自発的に安全運転するよう、交通法規に関する知識の向上や遵法精神の醸成を図る。</p>	
実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実  (2) エコドライブの推進</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実  事業用自動車の運転者は、一般の運転者よりも高い技能及び知識が求められていることから、運送事業者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」に基づく教育の徹底を図る。  また、事業用自動車の運転者のうち、事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」により、特別な教育の実施、適性診断の受診が義務付けされたことから、事業者徹底を図る。  さらに、適性診断認定機関に対し、適性診断の受診環境を整備し受診を促進するよう指導する。</p> <p>(2) エコドライブの推進  事業者に対し、交通事故防止にも効果のある環境に優しい運転「エコドライブ」を運転者に推進するよう指導する。</p>	

## 2 運転免許制度の改善

実施機関

県公安委員会（警察本部運転免許課）

### 1 実施計画の方針及び重点

運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進

### 2 実施計画の内容

運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進

#### (1) 運転免許更新に伴う日曜窓口の開設

週休2日制の定着に伴い、日曜窓口利用者が依然として多いことから、対応窓口の体制を確保し、運転免許課（同都留分室は除く）における日曜窓口の開設を継続し、県民の利便を図る。

#### (2) 優良運転者等に対する優遇

優良運転者に対する警察署における更新手続きを実施するとともに、山梨県以外の公安委員会でも更新申請が可能な経由申請制度の浸透を図る。また、原付・小特免許保有者及び一般運転者・違反運転者等のうち妊産婦等に対する警察署での更新手続き及び巡回講習を継続実施する。

#### (3) 申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書交付制度の定着

高齢運転者等が身体機能の低下等を理由として、自ら運転免許の全部又は一部の取消しを申請することができる制度及び運転免許の全部取消し者を対象とした運転経歴証明書の交付申請について、申請者の要望に応え迅速かつ的確な対応を図る。

### 3 安全運転管理の推進

実施機関

県公安委員会（警察本部交通企画課）

#### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導
- (2) 使用者等への交通事故に対するリスクマネジメント整備等の指導及び責任追及の徹底
- (3) 効果的な法定講習及び交通安全教育の実施

#### 2 実施計画の内容

- (1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導
  - ア 企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所における研修の受講、管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。
  - イ 交通事故多発事業所、自動車の使用制限処分を受けた事業所及び安全運転管理上の改善を要する事業所等に対し、通常の指導に加え、公安委員会に対する資料提出要求や巡回指導等により、管理体制の強化と改善のための指導を強化する。
  - ウ 安全運転管理者制度の周知に努めるとともに、安全運転管理者等未選任事業所の一掃を図り、各地区安全運転管理者協議会と連携した事故防止対策を推進する。
- (2) 使用者等への交通事故に対するリスクマネジメント整備の指導及び責任追及の徹底
  - ア 事業所及び安全運転管理者に対し、交通事故が発生したことによる損失は、貴重な労働力の低下、事後処理に対する費用・労力、社会的信用の失墜等計り知れないものであることから、「安全を確保するための危機管理体制の構築」（リスクマネジメント整備）の重要性について周知するとともに、事故発生時には迅速かつ適切に対処するよう指導する。
  - イ 事業所における飲酒運転根絶宣言を励行し、ハンドルキーパー運動の更なる浸透及び事業所ぐるみでの交通安全意識の高揚を図る。
  - ウ 自動車の使用者等による過労運転等の下命・容認事件については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理業務の推進を図る。
- (3) 効果的な法定講習等の実施
  - ア 日々変化する道路交通の現状や交通関係法令の改正内容等の解説を盛り込んだ、効果的な法定講習を実施する。
  - イ 交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所内で同指針に従った交通安全教育が行えるような指導・助言に努める。



#### 4 自動車運送事業者の安全対策の充実

実施機関

国土交通省 関東運輸局山梨運輸支局

##### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実
- (2) 運行管理者等に対する指導講習の充実
- (3) 貨物自動車及び旅客自動車による交通事故の防止対策の推進
- (4) グリーン経営の推進

##### 2 実施計画の内容

- (1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実

自動車運送事業者に対し、各種講習会及び監査等あらゆる機会を通じ、運行管理体制の強化、運行管理業務の充実、乗務員に対する指導監督の徹底及び事故防止対策の推進等適正な運行管理の実施に努めるよう指導するとともに、輸送の安全性を向上させるため、安全対策の一環として導入した運輸安全マネジメントの更なる浸透、定着に努める。

このほか、軽井沢バス事故などの発生、自動車の先進安全技術の急激な発展など大きな状況の変化があり、「事業用自動車安全プラン2009」から「事業用自動車安全プラン2020」へ改訂されたことから、目標を達成するため、官民挙げて取り組む。

また、貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、貨物自動車運送業者における運行管理体制の充実強化のための指導を積極的に推進するよう指導する。

さらに、危険物運送事業者に対しては、危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について指導する。

- (2) 運行管理者に対する指導講習の充実

運行管理の重要性を認識させ、運行の安全を確保するため、安全指導業務の認定機関にし、運行管理者等を対象とした各種講習の内容をより一層充実させるとともに、視聴覚教材を活用した効果的な講習の実施に努めさせるよう指導する。

- (3) 貨物自動車及び旅客自動車による交通事故の防止対策の推進

大型トラックで特に多い左折事故を防止するため、事故要因調査分析を行った結果を基に、貨物自動車運送適正化実施機関の巡回指導などの機会を活用して事業者に周知するよう協力依頼をするとともに、支局においてもあらゆる機会を通じて事業者に対し指導徹底を図る。

旅客自動車の交通事故を防止するため、運行管理制度を強化し、連絡体制の整備が義務化されたことから、事業者に対して指導の徹底を図る。

また、運転者の健康に起因する交通事故を防止するための対策としてマニュアル等の活用をするよう、周知徹底を図る。

軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け設立された貸切バス適正化事業実施機関による貸切バス事業者に対する巡回指導等により、自主的改善を促す。

- (4) グリーン経営の推進

事業者に対して、交通事故削減にも効果のあるエコドライブの実施及び低公害車の導入等を盛り込んだグリーン経営（運送事業における環境に配慮した経営）の推進を図る。



## 5 交通労働災害の防止等

実施機関

山梨労働局

### 1 実施計画の方針及び重点

(1) 基本方針

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通労働災害の防止を図る。

(2) 重点対象

ア 道路運送法に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業

(イ) 一般貸切旅客自動車運送事業

(ウ) 一般乗用旅客自動車運送事業

(エ) 一般貨物自動車運送事業

(オ) 特定貨物自動車運送事業

イ 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業

(ア) 土砂、砂利

(ウ) 生コンクリート

(オ) 鉄鋼材又は建設用鉄骨・鉄筋

(キ) 農産物

(イ) 危険物

(エ) 木材、紙及びパルプ

(カ) 鮮魚

ウ 常態として長距離貨物運送を行う貨物自動車を使用する事業

### 2 実施計画の内容

(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）の自主的な履行等を促進するため、業界団体に対する指導を行うとともに、下記事項に重点を置いて、交通安全運動の実施時期をとらえた集中的な監督指導を実施する。

(ア) 「改善基準告示」の周知徹底による恒常的長時間労働の排除

(イ) 自動車運転者に対する労働条件の明示

(ウ) 労働時間、休息期間、休日等の適正化

(エ) 「改善基準告示」に基づく時間外、休日労働協定届の指導と届出の促進

(オ) 賃金制度の適正化、特に累進歩合給の廃止

(カ) 賃金台帳の完全整備、特に労働時間、労働日数、時間外労働時間数、割増賃金額などの完全記載

(キ) 定期健康診断の実施の徹底、特に深夜業の運転者については、年間2回実施

(2) 業務において自動車を使用するすべての事業場に対し、下記事項を重点に「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

(ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

(イ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

(ウ) 各種教育・訓練等の実施

(エ) 適切な健康管理の実施

(オ) 交通労働災害防止のための意識の高揚

(カ) 荷主、元請事業者による配慮

(3) 下記事項を重点に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底を図るとともに、必要に応じて監督指導を実施する。

(ア) 時間外・休日労働時間の削減

(イ) 年次有給休暇の取得促進

(ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施など労働者の健康管理に係る措置の徹底

(4) 荷主及びトラック運送事業者に対し、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知徹底を図る。

### 3 その他の実施事項

・陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部への支援・連携

・高齢労働者（運転者）等に配慮した安全で快適な職場環境の実現への取組の推進

## 6 道路交通に関する情報の充実

実施機関

東京管区気象台（甲府地方気象台）

### ○ 道路交通の安全に関する施策

#### 1 実施計画の方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報、警報、予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

#### 2 実施計画の内容

##### (1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報、警報、予報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

##### ア 地上気象観測業務

気象官署等の地上気象観測装置を適切に保守・管理し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を維持する。

##### イ 予報業務

気象に関する防災情報の共有化の推進として山梨県との連携を図り、最新のICT・情報通信インフラを活用して、市町村や地域防災リーダーなどの防災担当者の迅速かつ適切な防災対応判断を支援し、気象災害による被害の防止・軽減を図るために、きめ細かくわかりやすい気象情報コンテンツを共有し利用できる環境の構築を進める。

##### (2) 地震、火山観測体制の整備等

地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山に関する防災情報を迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

##### ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

##### イ 火山監視体制と噴火時等の避難計画の策定支援

富士山の火山活動の監視・評価の結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等を迅速かつ確実に伝達するとともに、平常時からの富士山火山防災対策協議会における避難計画の共同検討を通じて、計画の策定を支援する。

##### (3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、甲府地方気象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

##### ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

##### イ 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

気象庁が噴火予報・警報及び噴火速報、降灰予報を発表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

**1 実施計画の方針及び重点**

より安全で快適な移動を支援するため、道路の情報化を推進する。

**2 実施計画の内容**

(1) 道路パトロール、道路情報モニター、情報収集機器などによる道路情報の収集及び他機関との情報交換を拡充し、異常気象時の道路状況、道路工事情報、交通規制等の情報を道路情報板、道の駅情報端末、ETC2.0などによるカーナビなどの情報提供機器により、道路利用者に迅速かつ的確に提供しよう努める。

(2) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

携帯メールを用いた路上規制情報提供システムにより、リアルタイムな工事規制情報の提供を推進する。

実施機関	県県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>道路利用者の通行の安全及び円滑化を図るため道路情報の充実を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 道路情報の充実</p> <p>道路利用者に対し、道路交通の安全と円滑化に寄与するため、道路管理者及び一部委託によるパトロールの強化、道路モニター制度の活用及び交通管制センターによる交通情報、道路の危険箇所、道路工事、道路交通規制並びに異常災害時等における必要な道路情報の収集に努め、情報活動の充実と円滑化を図る。</p> <p>(2) 交通情報の提供</p> <p>交通管制システム、警察活動及び道路管理者から県内のあらゆる交通情報を収集し、交通情報板並びに交通情報提供システム（AMIS）及び財団法人日本道路交通情報センターを介してタイムリーな情報発信をすることで通行車両に明確な交通情報を提供し、道路交通の安全と円滑を図る。</p>	

実施機関	関東総合通信局
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 高度道路交通システム  (2) イベントに伴う臨時の放送局の活用  (3) 「コミュニティ放送」の充実</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 高度道路交通システム（ITS）の推進</p> <p>最先端の情報通信技術（ICT）を用いて「人」と「道路」と「車両」とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進を図るため、ITS情報通信技術の研究開発、標準化、普及促進等の施策に取り組む。</p> <p><b>【主なシステムの例】</b></p> <p>ア 道路交通情報通信システム（VICS）</p> <p>FM放送のデータ放送や路側に設置された光ビーコンを利用して、渋滞や交通規制等の道路交通情報を、車に搭載されたカーナビゲーションシステムに送信し、その画面上に表示することによって、円滑な交通を確保するものである。またVICS対応の車載機の累計出荷台数は、平成30年12月末時点で6,111万台（（一財）道路交通情報通信システムセンター調べ）を突破しており、引き続き、道路交通情報提供の内容の充実及び高度化を図る。</p> <p>※ VICS：Vehicle Information and Communication System</p> <p>イ ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）</p> <p>高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく、自動的に料金の支払いを可能にすることにより、渋滞の解消及び利用者サービスの向上が図られます。</p> <p>※ ETC：Electronic Toll Collection System</p> <p>(2) イベントに伴う臨時の放送局の活用</p> <p>国又は地方公共団体等が開催する博覧会、スポーツ大会等の各種イベントに際して開設される臨時の放送局は、イベントの円滑な運営に資するとともに、会場周辺における交通情報、道路情報等を効果的に情報提供することにより、入場者等の利便及び会場周辺における交通の安全の確保に役立つことから、臨時の放送局を積極的に活用する。</p> <p>(3) コミュニティ放送の普及促進</p> <p>「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域における需要に応えるためのFM放送で、カーラジオ等FMラジオを通して、地域住民や観光客等へきめ細かな道路交通情報や駐車場情報をリアルタイムに提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後も周波数事情が許す限り普及を図る。</p>	

## 第4 車両の安全性の確保

### 1 自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<b>1 実施計画の方針及び重点</b> 自動車アセスメント情報の提供等	
<b>2 実施計画の内容</b> 自動車ユーザーが安全な自動車を選べるようにするために、自動車の車種ごとに安全性能に関する情報を提供し、より安全な自動車の普及拡大を図る。 また、チャイルドシートについても、自動車使用者へ安全性能試験結果の情報を提供し、安全なチャイルドシートの普及を促進する。	

### 2 自動車の検査及び点検整備の充実

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<b>1 実施計画の方針及び重点</b> (1) 自動車の検査体制の充実 (2) 自動車の点検整備の充実 (3) 不正改造車の排除 (4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進 (5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化 (6) 乗合バス等のバリアフリー化の推進	
<b>2 実施計画の内容</b> (1) 自動車の検査体制の充実 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備、及び不正二次架装の排除等を図るため自動車検査の高度化等、質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。 (2) 自動車の点検整備の充実 自動車の安全性の確保と公害防止の観点から整備管理者研修、自動車運送事業者研修及び街頭検査等を通じて点検・整備の励行について関係者を指導するとともに、特に定期点検整備の実施率が低調である自家用自動車のユーザーに対して保守管理を啓発するため、自動車関係団体の協力の下に「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、広報活動を積極的に推進する。	



(3) 不正改造車の排除

暴走行為の助長や過積載を目的とした不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため、整備管理者研修、整備主任者研修、自動車検査員研修等各種研修会を通じて不正改造防止の周知徹底を図るとともに、これを重点とした街頭検査をより一層充実強化し、自動車ユーザーの指導に努める。

また、県警、県及び各市町村並びに自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を推進する。

(4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進

ディーゼル車が排出する黒煙及び浮遊粒子状物質（SPM）を含めた有害物質の低減を図るため、整備管理者研修会等各種研修会を通じ、ディーゼル車のユーザーに対し、適切な点検整備の励行、不正軽油の使用禁止の周知徹底を図るとともに、街頭検査を実施し自動車ユーザーの指導に努める。

(5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化

ア 自動車の技術進歩に対応した適切な点検整備の確立、新技術の活用を図るため「技術資料の充実」及び「技術相談窓口の活用」等について、業界団体を指導し、新技術に対応した点検整備体制の充実強化に努める。

また、自動車の技術革新に対応して整備主任者の知識及び技能を向上させるため、法令主体の研修のほか、新機構、新装置等の実習を含む技術研修の充実に努め、資質の向上を図る。

イ 自動車分解整備事業における関係法令の遵守と、改正された点検基準に関する点検整備の適正な実施を徹底させるため、自動車関係団体に指導体制の確立を図るよう指導する。

特に不正改造防止に関しては、敏速に対応できるような体制を充実させるとともに、整備事業者に対して随時立ち入り検査を実施する等指導監督を強化する。

ウ 法令を遵守し、自動車の安全性を確保するため、指定自動車整備事業者に対する講習及び自動車検査員、整備主任者に対する研修を行い、遵守事項等の周知徹底を図る。

エ 指定自動車整備事業の適正な事業運営を推進するため、随時監査を実施し、整備不良及び不正改造の防止など指導監督を強化する。

(6) 乗合バス等のバリアフリー化の推進

高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、乗合バス等のバリアフリー化を推進し、利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る。



### 3 リコール制度の充実・強化

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<b>1 実施計画の方針及び重点</b>	リコール制度の適正な運用と充実
<b>2 実施計画の内容</b>	自動車の設計や製作に起因する不具合による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護するためのリコール制度を適正に実施するため、自動車ユーザー等から安全や環境に影響を及ぼすと考えられる自動車の不具合情報の収集、提供を受けるための情報窓口である自動車不具合情報ホットラインの活用を図り、リコール対象車両の早期発見に努める。

### 4 自転車の安全性の確保

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課）
<b>1 実施計画の方針及び重点</b>	(1) 自転車の安全な利用の確保 (2) 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進
<b>2 実施計画の内容</b>	(1) 自転車の安全な利用の確保 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する。  (2) 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

## 第5 道路交通秩序の維持

### 1 交通指導取締りの強化等

実施機関	県公安委員会（警察本部交通指導課）
<p>○ 効果的な交通指導取締り活動の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</li><li>(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化</li><li>(3) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反の取締りの強化</li><li>(4) 自転車に対する指導取締りの推進</li><li>(5) 横断歩行者等妨害等違反取締りの強化</li><li>(6) 総合的な駐車対策の推進</li><li>(7) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化</li></ul> <p>2 実施計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進<ul style="list-style-type: none"><li>ア 取締りのあり方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進するため、平成29年1月から交通部で正式導入したGISシステム（交通事故分析システム）の活用により、交通実態や交通事故の発生状況等の分析結果から検証し、検証結果を取締り計画の見直しに反映させるPDCAサイクルを一層機能させる。</li><li>イ 交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、総合的な速度管理が重要であることについて、交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努める。 速度取締り指針の内容については、交通事故実態を初めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえ、合理的かつ分かりやすく必要に応じ検証と見直しを図る。</li><li>ウ 地域の交通実態や交通事故の発生状況を分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動を推進し通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。</li></ul></li><li>(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化<ul style="list-style-type: none"><li>ア 重大交通事故に直結する飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の実態調査、分析により取締り時間、場所、手段等創意工夫を凝らした効率的な取締りを一層強化するとともに飲酒運転を助長し容認する者の飲酒運転周辺3罪（車両等提供罪、酒類提供罪、同乗罪）を立件するほか、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。</li><li>イ 蛇行運転等の異常な運転行為については、飲酒運転、危険ドラッグを含む薬物の使用の疑いがあることを念頭に、道路交通法第66条違反等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締りを推進する。</li></ul></li><li>(3) 悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反取締りの強化<ul style="list-style-type: none"><li>飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過及び交差点関連違反等の他、いわゆるあおり運転等重大な交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や、取締り要望の多い迷惑性の高い違反に対する取締りを推進するとともに飲酒、無免許運転については、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為等について確実な立件に努める。</li></ul></li></ul>	

(4) 自転車に対する指導取締りの推進

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等を積極的に活用した制動装置不良運転の取締等、悪質、危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じる。

(5) 横断歩行者等妨害等違反に対する指導取締りの強化

県内では、歩行者の安全が守られるべき横断歩道上の交通事故が後を絶たない現状にあり、横断歩行者を含めた歩行者事故を防止するため、通学路や生活道路を中心に横断歩行者妨害違反の指導取締りを強力に推進する。

(6) 総合的な駐車対策の推進

悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向して、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即したメリハリのある取締りを推進する。

また、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、違法駐車の実態を反映した取締り活動ガイドラインの定期的な見直し、悪質な運転主に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、駐車秩序の確立を図る。

(7) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化

ア 各種取締り機器の整備充実に努めるとともに、交通事故に直結する著しい速度違反に対しては、高速走行抑止システム、速度違反取締装置の有効活用により、取締りの強化を図る。

イ G I S（交通事故分析システム）等を活用した交通事故原因の分析を踏まえて、事故抑止を図るための先制かつ効果的な取締りの強化を図る。

ウ 取締り場所の確保が困難な生活道路や深夜時間帯において可搬式速度違反自動取締装置による生活道路、通学路における取締りの強化を図る。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

**1 実施計画の方針及び重点**

直轄国道における特殊車両の取締の強化

**2 実施計画の内容**

特殊車両の通行許可制度（道路法47条の2）の徹底を図るため、所轄警察署の協力を得て、指導取締を行い、運転者及び運行管理者に車両制限令等の遵守を指導する。

実施機関	県公安委員会（警察本部高速道路交通警察隊）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 高速道路における交通の安全確保</p> <p>(2) 高速道路における交通円滑化対策の推進</p> <p>(3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 高速道路における交通の安全確保</p> <p>ア 重大事故に直結する速度超過や、それに伴って敢行されることが多い通行帯違反、悪質・危険性の高い飲酒運転を交通指導取締りの中心とするほか、迷惑性の高いいわゆる「あおり運転」については、道路交通法違反（車間距離不保持）のほか、刑法犯での立件も視野に入れ、取締りの強化を図る。</p> <p>イ 交通事故発生時における車外放出や事故被害軽減のため、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト装着について、関係機関と協働した広報啓発活動の実施や指導取締りを強化し、装着率向上を図る。</p> <p>ウ 大型貨物自動車等による重大事故防止のため、過労・過積載などに対する指導取締りを強化するとともに、各種関係法令を適用して背後責任の追及を図る。</p> <p>エ 逆走事案等の発生を防止するため、道路管理者に対し、逆走・誤進入防止施設の増設について継続した働きかけを行うとともに、同事案発生時には迅速・的確な確保措置を講じるほか、運転者が自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている疑いがある場合の通報等、適切な措置をとる。</p> <p>オ 「割込、脇見、路肩走行をしない。」等といった高速道路を利用する際のルールの遵守や、車両の故障などにより、本線上で降車する際には、二次的事故防止のため停止表示器材を設置したうえで路外へ避難するなどの、緊急時の対処法について、広報啓発活動を推進する。</p> <p>カ 現在、延伸工事中の中部横断自動車道や、建設計画のあるスマートインターチェンジについては、計画段階からの道路管理者との協議を十分に行い、交通の安全に必要な対策の申し入れを行うなど、先行対策を推進する。</p> <p>(2) 高速道路における交通円滑化対策の推進</p> <p>ア 警ら活動や交通管制センター等との連携により、高速道路及び関係道路における交通情報を幅広く収集し、交通情報の迅速・的確な提供を推進する。</p> <p>イ 関係機関との連携を密にして、道路工事時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策等、所要の交通渋滞緩和対策を推進する。</p> <p>ウ 交通事故発生時においては、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除に努める。</p> <p>(3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進</p> <p>大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事案が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領を確認するための道路管理者、消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。</p> <p>また、迅速かつ的確な初動捜査に加え、綿密な実況見分や科学捜査により徹底した事故原因の究明に努めるなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進する。</p>	

## 2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

実施機関

県公安委員会（警察本部交通指導課）

○交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化・被害者支援の推進

### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進と捜査体制の強化
- (2) 科学的な交通事故捜査の推進
- (3) 被害者支援の推進

### 2 実施計画の内容

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進と捜査体制の強化

ア 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、的確な捜査指揮体制と客観的証拠に基づいた立証措置を講ずるとともに、幹部による捜査の進捗状況等の的確な把握と捜査管理を推進する。

イ 捜査力を強化するため、技能指導官による教養、新任交通捜査員の育成教養を実施し、実務能力向上に努めるほか、悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進と捜査体制の強化、危険ドラッグを含めた悪質・危険性を伴う重大な交通事故事件及び事故原因の究明が困難な交通事故事件に迅速かつ的確に対応するとともに、客観的な証拠収集の徹底等緻密な捜査を推進するため、専任の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を効果的に運用し、交通事故現場における捜査支援体制の充実を図る。

ウ ひき逃げ事故をはじめとする、重大な交通事故事件発生に伴う初動捜査を迅速かつ的確に推進するため、指定交通捜査員制度の効果的活用等による集中捜査体制の強化を図る。

エ 物件交通事故現場臨場省略制度及び交通事故情報管理システム（オンライン化による事故統計並びに交通事故捜査関係書類の作成）の効果的活用による省力化を推進して、重大交通事故等の現場捜査への警察力の強化を図るとともに、各種装備資機材の整備を促進する。

オ 悪質交通法令違反の根絶を期すため、運行管理、車両管理、労務管理等に係わる構造的違反に対する背後責任の徹底追及を図る。

カ 山梨運輸支局、損害保険会社、他関係機関等との連携を推進し、交通事故事件に係わる偽装事犯捜査の強化を図る。

キ 酒酔い運転や薬物運転等による重大交通事故について、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等の適用に向けた捜査を積極的に推進する。

- (2) 科学的な交通事故捜査の推進

ア 科学的捜査を推進するため、交通事故鑑識官を効果的に運用し、現場資料の徹底した採取と各種捜査基礎資料及び鑑識装備資器材の整備充実を図る。

イ 証拠収集の万全を期すため、機動鑑識班との連携を強化するとともに、学識経験者等による鑑定を踏まえた捜査の推進を図る。

ウ 交通事故事件捜査に関する専門的な知識技能の修得のため、専科教養をはじめとした実践的な教養訓練の計画的推進を図る。

エ 現場痕跡等からの速度鑑定、挙動解析等交通事故現場における緻密な捜査を徹底し、昨年度導入した3Dスキャナの積極的活用を推進する。

オ 防犯カメラ映像等の客観的資料の収集を徹底し、入手画像からの速度鑑定や車種推定等への効果的な活用を推進するとともに、県内に6箇所設置されている交通事故自動記録装置及び2箇所設置されている常時録画式交差点カメラ等の積極的活用を推進する。

- (3) 被害者支援の推進（被害者支援及び交通事故被害者等に対する相談活動の実施等）

ア ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3ヶ月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、事故概要等の説明を求められた場合、適切な対応と交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡を行う。

イ 4ヶ国の外国語版を含む「被害者の手引き」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により刑事手続き、損害賠償手続き等の教示、交通事故被害者等の救済を目的とする機関の紹介等、適切な相談活動を推進する。



### 3 暴走族対策の強化

実施機関

県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通指導課）

○ 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會への対策の強化

#### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 取締り等の強化
- (2) 総合的施策の推進

#### 2 実施計画の内容

- (1) 取締り等の強化

ア 現場検挙等による暴走行為等の封圧

暴走族による共同危険行為等を始めとする集団暴走事案に対しては、事前情報に基づく先制的な取締りを実施し、停止用資機材や暴走行為採証用資機材の効果的活用を図り、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号票表示違反等、車両の不正改造の取締りを強化する。また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の強化

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族グループの実態を把握するとともに、把握したグループ構成員については、組織的に個別指導・補導を実施してグループの解体、離脱及び再組織化の防止を図る。また、違法行為を敢行する旧車會グループについても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号票表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りや使用車両の押収を行い、その解体を推進する。

- (2) 総合的施策の推進

ア 関係機関との連携強化

暴走族及び少年の非行防止に関する関係機関・団体等との連携を強化し、暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不正改造の防止、不正改造車に対する給油の自粛等措置について積極的に働きかける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした交通安全教室等で暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

県民に対して「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、タイムリーな素材を提供するとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

## 第6 救助・救急活動の充実

### 1 救助・救急体制の整備

実施機関	県防災局（消防保安課）
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 救急・救助体制の充実</li><li>(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実</li><li>(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実</li><li>(4) 応急手当等の普及啓発の促進</li><li>(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進</li></ul> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 救急・救助体制の充実 交通事故による救急・救助や多数の負傷者を伴う大規模交通事故等に的確に対応するため、県下消防本部に対して高度な応急処置を行うために必要な高規格救急自動車、高度救助資機材を積載した救助工作車の整備を促進するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。</li><li>(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実 中央自動車道消防相互応援協定等に基づき、関係機関相互の連携を強化し、中央自動車道、中部横断自動車道における救急・救助体制の一層の充実を図る。</li><li>(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実 救急・救助業務の迅速かつ的確な遂行を図るため、山梨県消防学校において、救急隊員が行う応急処置の範囲の拡大に伴い設置された専科教育救急科の充実及び救助隊員が的確な救助活動ができるよう、高度資機材を使用した教育訓練の充実を図る。 また、救急救命士を含む救急隊員の知識・技術を高めるため、関係機関等が一体となったメディカルコントロール体制を確立し、救命率の向上を図る。</li><li>(4) 応急手当の普及啓発の推進 事故現場に居合わせた者が、的確な応急手当が行えるよう、各消防本部において一般住民を対象とした講習会を開催するなど、より多くの住民に応急手当等が行えるよう普及啓発の促進を図る。</li><li>(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的な活用を推進する。</li></ul>	



## 2 救急医療体制の充実

実施機関

県福祉保健部（医務課）

### 1 実施計画の方針及び重点

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備
- (2) 救命救急医療体制の整備
- (3) 救急医療情報システムの運営

### 2 実施計画の内容

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備

休日及び夜間の救急医療体制として、①当番医が特定の施設に交代で勤務するセンター方式、②診療所が当番で診療に当たる在宅当番医制方式、③病院が当番で診療に当たる病院群輪番制方式により、救急患者に対処する初期及び2次救急医療体制をとっている。

また、小児の救急医療体制として、小児初期救急医療センターでの初期救急及び小児病院群輪番制による2次救急医療体制をとっている。

これらの救急医療体制の円滑な推進及び一層の充実を図る。

- (2) 救命救急医療体制の整備

初期・2次救急医療の後方診療として、重篤救急患者に対応するため、県立中央病院救命救急センターに医師等が24時間常時待機するとともに、必要に応じて医師団が応援するオンコール体制が確立されており、全県下の救命救急医療（3次救急）に対処する体制をとっている。

また、救命率の大幅な向上や後遺症の軽減に向けて、県民に等しく高度・専門的な救急医療を提供するため、平成24年4月から、県立中央病院を基地局として山梨県ドクターヘリの運用を開始、平成26年8月から神奈川県及び静岡県との広域連携による相互支援を実施するとともに、特殊疾病に対応可能な医療機関として平成31年4月より高度救命救急センターへ格上げされた。

- (3) 救急医療情報システムの運営

県下全域を対象に、インターネットを活用して医療機関の応需情報を収集し、搬送機関や住民へ情報提供を行うとともに、広域災害などに対応した情報システムにより、本県の救急医療体制を情報面から支援していく。

## 第7 被害者支援の充実と推進

### 1 自動車損害賠償保険制度の充実等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上 (2) 監視活動の強化</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）への加入促進については、従来から種々の対策を講じてきているが、軽二輪自動車及び原動機付自転車については、車検制度を通じた加入状況の確認ができないため、特にこれらの車両を対象として自動車輸送安全総点検及び自賠責制度PR実施期間（毎年9月）並びに全国交通安全運動実施期間中を重点に街頭検査等の機会を捉え、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入を促進する。</p> <p>また、検査対象自動車においても、車検切れ等により未加入（未付保）が判明した場合は、警告書を交付するなど対応を強化する。</p> <p>(2) 監視活動の強化</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）に加入していない軽二輪自動車及び原動機付自転車に対しては、指導員制度による監視活動を積極的に推進する。</p>	

## 2 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	県県民生活部（県民生活センター）
<p><b>○交通事故相談活動の推進</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>交通事故では、当事者（被害者・加害者）間の利害が相反し、主張がくい違い、紛争が生ずるケースが多い。</p> <p>交通事故相談を通じ、かかる紛争が速やかに終結するように助言することにより、被害者支援の充実に寄与するため、交通事故相談活動を推進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 専任相談員の研修会、講習会への積極的参加による資質の向上</li><li>(2) 弁護士による相談の強化、充実</li><li>(3) 広報媒体の活用並びにパンフレットの配布等による交通事故相談活動の周知徹底</li></ul>	

### 3 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関

国土交通省関東運輸局山梨運輸支局

#### 1 実施計画の方針及び重点

独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する育成資金等の貸し付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業、学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置の充実を図るほか重度後遺障害者に対する介護料の支給等援助措置の充実に努める。

また、万が一県内で公共交通の事故が発生した場合、国土交通省に設置されている「公共交通事故被害者支援室」の現地窓口として、関係機関等の協力を得ながら、情報提供のための窓口機能を担う。また、被害者等がふたたび平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネートを行う。

#### 2 実施計画の内容

##### (1) 交通遺児等の貸し付け事業

自動車事故によって一家の支柱である働き手が死亡したり、重度の後遺障害が残ることとなった被害者の子弟の健全な育成を図るため、中学卒業までの遺児等を対象とし、育成資金の無利子貸し付けを行っている。

平成31年1月末現在の交通遺児等貸し付け者数は、全国で99人（うち新規貸し付け者数は1人）、貸付金額は、22百万円となっている。

貸し付け対象者：自動車事故により死亡した者または重度の後遺障害が残った者の子弟で、その保護者が生活保護法の被保護者、所得税を納めることを要しない者等。

貸し付け金額：一人につき一時金155,000円

以後月額20,000円または10,000円

小学校及び中学校入学時に入学支度金44,000円

貸し付け期間：貸し付け決定時から中学校を卒業するまで

利子：無利子

返還方法：貸し付け期間終了後6カ月または1年の据置期間が経過したのち月賦または月賦・半年賦併用のいずれかによる原則20年間以内の均等分割返還。

ただし、高校、大学等への進学者は卒業まで返還を猶予

##### (2) 介護料の支給事業

介護料は、自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため終身就労ができず、移動、食事、排泄などの日常生活動作について、常時または随時の介護が必要な状態である方に支給する。

平成31年1月末現在の介護料支給者数は全国で4,639人（うち新規支給者数133人）、支給金額は2,300百万円となっている。

##### ① 支給対象者

ア 自賠責保険等による後遺障害等級認定通知書が次のいずれかに該当するもの。

(ア)平成14年3月31日以前の事故—旧自賠法施行令別表の等級

・後遺障害等級が「1級3号」または「1級4号」の方（常時要介護）

・後遺障害等級が「2級3号」または「2級4号」の方（随時要介護）

(イ)平成14年4月1日以降の事故—自賠法施行令別表

・後遺障害等級が「1級1号」または「1級2号」の方（常時要介護）

・後遺障害等級が「2級1号」または「2級2号」の方（随時要介護）

注：「自賠法」とは、「自動車損害賠償保障法」のことをいう。

- イ 次の方は所定の書式による診断書（事故後18ヶ月以上経過し症状が固定したと認められるもの）の提出が必要となる。
  - (ア) 自賠責保険等による後遺障害等級が上記アのいずれかに認定されているが、紛失等により同認定通知書または写しを提出できない方。
  - (イ) 自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方

② 対象者が次のいずれかに該当するときは支給しない。

- ア 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき
- イ 次の施設に入所している場合
  - (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
  - (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
  - (ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム
  - (エ) 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
  - (オ) 後遺症が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設
- ウ 病院または診療所に入院したとき【ただし、家族による介護の事実がある場合を除く】
- エ 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付または介護給付を受けたとき
- オ 国家公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき
- カ 地方公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき
- キ 船員保険法に基づく介護料の給付を受けたとき
- ク 介護保険法に基づく介護給付を受けたとき
- ケ 民法その他の法律による損害賠償であって介護料に相当する給付を受けたとき

③ 受給資格者の主たる生計維持者（ご家族等の中で所得の一番多い方）にかかる前年の合計所得金額が1千万円を超えると認められるときは、その年の9月から翌年の8月までの間は、介護料は支給できない。

④ 支給金額

ア 月額で支給する。ただし、その月の介護に要した費用（訪問看護等在宅介護サービス、介護用品目限定購入）の負担額が上限額までの範囲内で支給額となりますが、当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給される。

- (ア) 常時介護が必要な方のうち「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」とであると認められた方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82,810円～209,430円
- (イ) 上記(ア)以外で常時の介護が必要な方・・・・・・ 70,790円～165,150円
- (ウ) 随時の介護が必要な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35,400円～ 82,580円

イ 短期入院費用の助成

入院の期間が原則2日以上14日以内の場合に、その費用（室料差額及び食料費）について、1日あたり1万円で換算することとし、この額に、患者移送費及び短期入院・入所に係るヘルパー等費用の実額を別途加算する。ただし、年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲内で上記アとは別枠で助成する。

(3) 公共交通事故被害者支援業務

① 事故発生直後の対応

事故が発生した直後から、被害者家族等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

- ・被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族等に提供
- ・被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート
- ・警察・消防等に被害者等のニーズを伝達 など

② 中長期的対応

事故発生後一定期間が経過した後も、被害者等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

- ・事故当事者である交通事業者に対する指導・助言
- ・事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供
- ・生活相談、「心のケア」に関する相談等を受け、関係機関を紹介 など

実施機関

甲府地方検察庁

**1 実施計画の方針及び重点**

- (1) 被害者等通知制度の適切な運用
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談・支援業務の推進
- (3) 交通事故被害者等に対する支援活動に関する情報提供

**2 実施計画の内容**

- (1) 交通事故被害者に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果及び加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。
- (2) 被害者支援員等により交通事故被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、検察庁における各種手続の手助けを行う。
- (3) 交通事故被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。

実施機関

県教育委員会（高校教育課）

**1 実施計画の方針及び重点**

公益財団法人山梨みどり奨学会において、昭和44年度から実施している交通被災遺児に対する奨学金等の給付事業を本年度も引き続き実施し、経済的な援助と精神的な支援を図る。

**2 実施計画の内容**

(1) 奨学金給付事業

保育所・幼稚園児、月額 3,500円を給付する。

小学生、月額 4,000円を給付する。

中学生、月額 4,500円を給付する。

高校生、月額 5,000円を給付する。

(2) 入学支度金給付事業

奨学金の給付を受けていた者が県内の小学校・中学校に入学した場合は、入学支度金30,000円を給付する。高等学校等に入学した場合は、入学支度金50,000円を給付する。

(3) 就職支度金給付事業

中学校及び高等学校等の卒業生が、卒業後1年以内に就職した場合は、就職支度金30,000円を給付する。

平成31年度事業計画

種 別	区 分	給付人数 (人)	事業費 (千円)
奨 学 金	保育所・幼稚園児	1	42
	小 学 生	14	672
	中 学 生	18	972
	高 等 学 校 生 等	15	900
	小 計	48	2,586
入学支度金	小 学 生	2	60
	中 学 生	6	180
	高 等 学 校 生 等	4	200
	小 計	12	440
就職支度金	中学校卒業後の就職者	1	30
	高等学校等卒業後の就職者	1	30
	小 計	2	60
合 計		62	3,086



## 2 鉄道交通の安全

## 第1 鉄道交通環境の整備

### 1 線路施設、信号、保安設備等の整備

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p><b>1 実施計画の方針及び重点</b> 鉄道交通の安全対策については、近代化とともに線路の強化、風水害及び地震対策を強化推進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 防災関係 橋梁の耐震補強の実施</p> <p>(2) 駅利便性向上 山梨市駅自由化通路・橋上化事業</p> <p>(3) 立体交差工事 甲府駅構内におけるこ線道路橋改築工事</p> <p>(4) 乗り心地向上 マクラギ等の材料交換</p>	

実施機関

東海旅客鉄道株式会社

## 1 実施計画の方針及び重点

東海道新幹線及び東海道本線の連絡線として、また、沿線の通勤、通学輸送、及び沿線観光地への安全安定輸送を確保し、路線の強化、災害防止対策等、鉄道環境の整備を強化促進する。

## 2 実施計画の内容

### (1) 路線の安全

安全・安定輸送の確保及び乗り心地向上のため、線路を定期的な検査と日々の保守により維持・管理している。更に保守作業の機械化、検査の装置化・システム化により軌道の強化・改善に取り組む。

高い感度で設備や工事に内在するリスクを掘り下げ、安全に関する仕組みを再点検し、一層の事故防止に努める。

災害等の異常時に想定される様々な状況に適切に対応するため、実践的な訓練を繰り返し実施する。

### (2) 雨対策

雨対策では、盛土や切取区間ののり面にコンクリート等の防護工や排水を促進するための排水設備を行う等の対策を実施する。

また、落石が発生するおそれのある箇所には、防護施設として落石防止工を整備する。

### (3) 地震対策

地震による駅の吊り天井の脱落防止対策や、建替・耐震補強工事を進める。

### (4) 技術開発の推進

状態監視技術等を活用した検査や保守の高度化・省力化、及び設備の維持更新におけるコストダウンにつながる技術開発を推進する。

各種災害等に対して、より安全性を高めるための技術開発を実施する。

実施機関

富士急行株式会社

**1 実施計画の方針及び重点**

沿線の皆様、通勤・通学のお客様並びに観光旅客の安全を確保するため、軌道の強化等鉄道環境の整備を強化促進する。

**2 実施計画の内容**

平成31年度計画

区 分	計 画 件 名	計 画 量	備 考
軌 道 強 化	軌道整備（通り整正）	550m	
	橋梁枕木の合成枕木化	20本	
	合 成 枕 木 化	60本	
	傷レール交換（ポイント部）	1箇所	
	重軌条化（ポイント部）	1箇所	
	ホーム点字タイル設置 （バリアフリー化）	240m	
電路施設整備	コンクリート柱化	20本	

## 第2 鉄道の安全な運行の確保

### 1 全 般

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p>○ <b>交通事故防止</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>春、秋の交通安全運動を実施して、踏切の無謀通行等鉄道交通の事故防止に努めるとともに、特に線路への置き石及び悪質な妨害行為が多発傾向にあるので、鉄道妨害防止運動を展開し、妨害行為の撲滅と、安全で快適な交通環境を確保するため、これらの対策と広報活動を積極的に推進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 看板、チラシ、放送等により鉄道妨害防止を呼びかけ、鉄道交通の安全意識の高揚を図る。(年間)</p> <p>(2) 春の交通安全週間の期間中に市町村、警察署、会社等の協力のもと踏切事故の実設訓練を実施し、事故防止を図る。</p> <p>(3) 県・市町村広報紙による妨害防止への協力を要請する。(随時)</p> <p>(4) 自動車教習所、自治会、小学校、幼稚園、保育所などを対象に、妨害防止についての協力を要請するほか、広報活動を行う。(春、秋)</p> <p>(5) 線路、踏切道などを巡回・点検して指導を行う。</p> <p>(6) 警察当局による犯人捜査などの協力を得て、妨害行為の根絶を期する。(随時)</p> <p>(7) 踏切設備においては、しゃ断棹に発光材を取付け視認性の向上を図る。</p> <p>○ <b>運転事故防止</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>鉄道の安全輸送を阻害する原因には、社員の取扱い錯誤、車両その他機器類の故障、踏切事故、強風、大雨、地震等の災害、外部の不法行為による妨害等多様化しているため、これら阻害事故に対応するため、その原因を究明し効果的な対策を樹立して、実効があがるよう各種運動及び諸対策を強力に推進する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>月別の各種運動と諸対策及び教育訓練の計画</p>	
月 別	内 容
4 月	転入者の教育訓練、車両故障対策、踏切設備等の総点検、踏切事故防止キャンペーンの実施、春の全国交通安全運動の実施
5 月	ゴールデンウィークの安全輸送
6 月	事故復旧体制の再点検、沿線警備
7 月	線路故障対策（7月～8月）、夏季安全安定輸送強化運動（7月～8月）、夏の交通安全運動（7月～8月）、踏切事故防止キャンペーンの実施
8 月	台風対策、健康管理、防災対策
9 月	秋の全国交通安全運動の実施、踏切事故防止キャンペーンの実施、要注意踏切対策、自動車運転による事故防止対策

月 別	内 容
10月	社員の異常時における教育訓練、雪害対策
11月	凍結による各機器の故障対策、運転事故防止運動、運転関係従事者の適性考査と適性管理教育、各職場間相互診断の実施
12月	年末・年始輸送安全総点検運動（12月～1月）旅客誘導案内の指導強化、踏切事故防止キャンペーンの実施
1月	凍結事故防止対策
2月	列車妨害防止対策、冬期傷害事故防止対策
3月	春の全国車両火災予防運動、異動期に伴う事故防止対策、年度末工事に伴う事故防止の推進、運転関係従事者の教育考査
その他	乗務員の添乗指導（随時）、運転取扱者及び運転士の執務実態監査（年4回）

## ○ 気象情報の充実

### 1 実施計画の方針及び重点

防災情報システムにより、異常気象等の予報・警報等をローカルに把握できるようになったことから、鉄道交通の安全に関係のある異常気象に対し速やかに対応し、事故の防止軽減に努める。

### 2 実施計画の内容

- (1) 部内における雨量計、風速計、地震計等によるデータを総合した防災情報システムを活用し、正確な異常気象の状況をより早く通報して運転規制を厳正に行い、輸送の安全確保に努める。
- (2) 予報・警報等の伝達時間の短縮を図る。



○交通事故防止

1 実施計画の方針及び重点

春及び秋の交通安全運動実施時に、掲示物、チラシ、放送等により、鉄道の安全な利用を周知すると共に、踏切道の安全な通行及び線路内立ち入り並びに鉄道妨害行為等の防止を呼びかける。

また、係員への教育を行い列車の警笛吹鳴励行、確実な停止処置及び巡回点検等の強化による事故防止を図る。

2 実施計画の内容

- (1) 幟旗、横断幕、放送及び注意看板増設並びに関係機関との連携によるPR活動等により鉄道事故防止を呼びかけ、踏切通行時及び鉄道利用時の安全意識の高揚を図る。
- (2) 小児の置き石や線路内立ち入り防止を訴えるチラシを沿線小学校に配布並びに踏切に危険行為防止の掲示を行い、児童の家庭を含めた事故防止の啓蒙を図るとともに学生児童等に対する啓蒙を行う。
- (3) 踏切施設の点検並びに事故防止機材の整備並びに4種踏切への簡易しゃ断桿設置を推進する。
- (4) 乗務員添乗指導により事故防止の為の要注意箇所に対する警笛吹鳴の励行及び危険防止のための早期ブレーキ操作の指導並びに駅施設点検の強化等の係員の安全確認について指導する。
- (5) 踏切以外の場所での立ち入り、横断による事故防止について、調査及び柵強化徹底並びに関係機関との協議を推進する。

○運転事故、輸送障害の防止

1 実施計画の方針及び重点

事故防止技術向上及び異常時対応能力向上のために、時節に応じた各種訓練並びに点検を実施し、係員の取扱、車両及び各施設又は火災等部外原因に起因する事故並びに長時間にわたる運行障害の発生防止を図る。また、夏季の台風、大雨、冬季の雪霜害に対しては本社及び各職場長による対策徹底による障害発生防止を図る。

2 実施計画の内容

各種運動並びに教育訓練の計画

運動並びに教育訓練内容	実施時期
新規採用者教育訓練	採用時
事故惹起者教育訓練	毎月
春の交通安全運動	4月又は5月
異常発生時対応訓練	7月
夏季輸送安全総点検	7月～8月
大規模地震防災訓練	9月
秋の交通安全運動	9月
車両故障時の救援訓練	11月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月
車両火災予防運動	3月
運転取扱者取扱訓練	年2回
運転取扱者考査	3月
乗務員の添乗指導	各種運動実施時等 随時

○気象情報の充実

1 実施計画の方針及び重点

気象台からの異常気象情報収集並びに自所における気象観測体制（計器整備等）強化を行い、災害警備内規に基づき速やかに異常気象時の対応を行い、事故防止に努める。

2 実施計画の内容

- (1) 気象管理システムの改修及び各情報サイトからの情報収集を強化する。
- (2) 内規に基づいた弱点箇所における巡回点検を実施する。

## 2 気象情報等の充実

実施機関

東京管区気象台（甲府地方気象台）

### 1 実施計画の方針及び重点

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速に取り得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第3の6で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報、分佈図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等が取るべき防災対応について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

### 3 踏切道における交通の安全

# 第1 踏切道における交通の安全

## 1 全 般

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p>○ <b>踏切事故防止総合対策について</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>県の区域における踏切事故を防止するため、第10次交通安全基本計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良、保安設備等の整備、交通規制、統廃合等、各種の施策を実施してきたことにより大幅に改善された。しかし、踏切事故はひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであることから、対策が多数残されている現状をかんがみ、引き続き踏切事故防止のために総合的な対策を講ずる観点から実施する。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>踏切施設の整備 舗装修繕</p> <p>○ <b>踏切道の交通規制と交通の安全確保</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>踏切事故は、そのほとんどが人命にかかわる悲惨なものであり、依然として多発傾向にあるが、この原因は、踏切無謀通行によるものが多いので、標識類の整備を関係機関に要請、施設等の改善及び整備を図るとともに交通状況を勘案した交通規制を実施して、踏切道における事故防止を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 「とりこ」の脱出方法及び踏切非常ボタンの取扱方の周知徹底</p> <p>(2) 踏切照明設備及び注意標識の点検整備</p> <p>(3) 踏切及び線路の巡回強化</p> <p>(4) 安全通行のPR等広報活動の強化</p> <p>(5) 交通量の多い箇所を選定し「安全運行モデル踏切」に指定して安全通行意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携を密にして、安全思想の普及と事故防止の啓発を行う。</p>	

### 3 交通規制について

- (1) 車両制限令（昭和63年7月17日、政令265号）により、道路幅員に対する通行可能な車両幅を制限されているので、このことを踏まえて踏切幅員3.5M未満の踏切は、大型車通行禁止（C規制）について、関係箇所と打ち合わせ調整を図り、実施できるよう取り組む。
- (2) 踏切幅員3.5M以上の無規制踏切でも、自動車の進出側に交差点又は曲がり角がある場合、大型車が1回で曲がりきれず当該車及び後続車が踏切内へ閉じ込められる危険がある。それら踏切についても同様、大型車通行禁止（C規制）ができるよう取り組む。
- (3) 第9次踏切事故防止総合対策計画で決定した、交通規制について関係機関と連携を保ち実施していく。
- (4) 交通規制 補修工事に伴い実施予定

実施機関	富士急行株式会社
<p><b>○踏切道の整備</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 自動車通行量が多い踏切道を中心に、踏切保安設備、注意柵、看板等の施設改善による視認性向上並びに関係機関と連携した停止線等の設置を行い、踏切道における事故防止を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 視認性向上による安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報機の取替、警報灯のLED全方位化、夜間点滅灯の増設</li> <li>・遮断棹の視認性向上（タレベルトの設置、反射灯、反射テープの張替等）及び大口径化</li> <li>・停止線の設置要請</li> <li>・踏切防護柵の取替</li> <li>・踏切道敷板の整備</li> </ul> <p>(2) 認知症（徘徊者）、老人対策</p> <p><b>○ 踏切道の交通の安全確保</b></p> <p><b>1 実施計画の方針及び重点</b></p> <p>(1) 踏切事故の原因で多い自動車等の無謀通行について、踏切保安設備、注意柵・看板等の施設改善による視認性向上並びに交通規制標識等の関係機関への設置要請を行い踏切道における事故防止を図る。</p> <p>(2) 道路管理者である関係自治体や地域と連携した交通安全対策を推進し、踏切道からの線路内立ち入り防止を図る。</p> <p><b>2 実施計画の内容</b></p> <p>(1) 注意看板の増設、防護柵の点検整備</p> <p>(2) 踏切照明設備、踏切敷板の点検整備</p> <p>(3) 警報機、遮断桿の点検の徹底</p> <p>(4) 安全な運行及び踏切通行のPR等の広報活動 （沿線小学校での安全教室、関係機関とのチラシ配布等）</p>	



山梨県交通安全スローガン

～ 乗せるのは 君の宝と その未来 ～

(平成28年度から平成32年度まで使用)